

SAILING INSTRUCTIONS

(2019シヤトルカップ帆走指示書)

1. 適用規則

- (1)セーリング競技規則 2017-2020 (RRS) に定義された規則及びセーリング装備規則 2017-2020 (ERS) を適用する。
- (2)外洋特別規定 (OSR) 2018-2019 「附則 B インショアレース特別規定」 及び OSR 国内規定を適用する。
- (3) IRC クラスについては IRC Rule 2019 を適用する。但し、21.1.5(d) 及び 22.4.2 は適用しない。
- (4) NOTICE of RECE と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。
- (5) RRS, ERS 及び IRC Rule については英文を正とする。
- (6) 本大会において適用する全ての規則において、次のとおりとする。
 - 6-1) [DP] は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
 - 6-2) [SP] は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。
 - 6-3) [NP] は、この規則の違反の艇は、艇による抗議の対象とならないことを意味する。これは、RRS 60.1(a) を変更している。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、ハーバー管理棟 1 階に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その事項が発効される当日の出艇申告受付開始前に公式掲示板に掲示する。

4. [DP][NP] 出艇申告

出艇申告は所定の用紙に記入の上、9月15日7:45~8:15、9月16日7:15~7:30にレース本部に提出すること。

5. 陸上で発する信号

陸上で発せられる信号は、陸上本部の信号柱に掲げられる。

6. レースの日程

(1) IRC クラス	9月15日(日)	07:45~08:15	受付
		08:15~08:30	艇長会議 (IRC クラス)
		09:55~	第1レース予告信号 (ソーセージコース) 3レース予定
		17:00 (予定)	ウェルカムパーティ
(2) クルーザークラス	9月16日(月)	08:25~	予告信号 (第55回大阪湾横断レースコース)
		16:00 (予定)	表彰式
		07:15~07:30	受付
(2) クルーザークラス	9月16日(月)	07:30~07:40	艇長会議 (クルーザークラス)
		08:25~	予告信号 (第55回大阪湾横断レースコース)
		16:00 (予定)	表彰式

7. クラス旗

- (1) IRC クラス ピンク
- (2) クルーザークラス ホワイト

8. レースエリア

須磨ヨットハーバー沖及び大阪湾北西水域

9. コース

- (1) 別紙参照
- (2) ソーセージコースでは、予告信号以前に、レースコミッティー信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。
- (3) ソーセージコースでマーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティー信号艇に掲示された位置にあるものとする。

10. マーク

(ソーセージコース)

- (1) マーク①及びマーク②はオレンジのマークとする。オフセットマーク④は黄色のマークとする。
- (2) スタート・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にあるマーク②とする。
- (3) フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にあるマーク①とする。
- (4) SI 12 「コースの次のレグの変更」 に従って用いられる場合の、新しいマークはグリーンのマークである。その後の変更で新しいマークに置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

(大阪湾横断レースコース)

- (5) マーク①、マーク②はオレンジ、マーク③はグリーンのマークとする。
- (6) スタート・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートにあるマーク③とする。
- (7) フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレースコミッティー信号艇とポートの端にある円筒形の蛍光グリーンのマークとする。

11. スタート

- (1) レースは RRS26 を用いて、予告信号をスタート信号の 5 分前とし、スタートさせる。
- (2) 大阪湾横断レースは全クラス同時スタートとする。
- (3) スタートラインは、スターボードの端にあるスタート・マークに須磨ヨットクラブ旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるスタート・マークのコースの側との間とする。
- (4) ソーセージコースは、スタート信号後 5 分以内にスタートしない艇は、「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは、RRS A4 を変更している。
- (5) 大阪湾横断レースは、スタート信号後 10 分以内にスタートしない艇は、「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは、RRS A4 を変更している。
- (6) [NP] スタート信号時に、艇が RRS 29.1 (個別リコール) に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共に X 旗を掲揚し、VHF チャンネル 72 で、その艇の艇名、セール番号またはゼッケン番号を送信するように努める。送信できなかったり、送信の時期が適切でなかったりしたとしても救済要求の根拠にならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

12. コースの次のレグの変更

スタート後のコースの次のレグの変更は、おおよそのコンパス方位および距離を掲示する。これは RRS 33(b) を変更している。

13. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークに須磨ヨットクラブ旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークのコースの側との間とする。

14. ペナルティー

- (1) [DP] 競技規則第 2 章及び RRS31 以外の規則違反を起こした艇に対し、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「順位ペナルティー」を課すことができる。これは RRS 64.1 を変更している。
- (2) [SP] 大阪湾横断コースにおけるリコールに関する規則違反については、OCS に代わる罰則として所要時間に 5% を加算する「タイムペナルティー」を適用する。これは RRS A5 を変更している。

15. タイムリミット

- (1) ソーセージコースは、スタート信号後 90 分、または先頭艇がコースを帆走して 90 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 30 分の何れか遅い時刻までにフィニッシュしない艇は DNF と記録される。これは RRS 35、A4 を変更している。
- (2) 大阪湾横断レースはその日の 15:00 までにフィニッシュしない艇は DNF と記録される。これは RRS 35、A4 を変更している。

16. [DP][NP] 帰着申告

その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内にレース本部へ帰着申告をしなければならない。

17. 抗議

- (1) 抗議はレース本部設置の所定の用紙に記入の上、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分以内に提出しなければならない。
- (2) 抗議締切時刻は、公式掲示板に掲示される。
- (3) 抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は指名された証人を競技者に通告するために、抗議締め切り時間後 30 分以内に公式掲示板に掲示される。
- (4) レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を RRS 61.1(b) にもとづき伝えるために掲示する。

18. 得点

- (1) 付則 A4 による低得点方式を採用する。
- (2) シリーズの得点は成立した全レースの合計とする。これは、RRS A2 を変更している。
- (3) 得点係数をソーセージコースレースは $N=1.0$ 、大阪湾横断コースレースは $N=1.2$ とする。
- (4) シリーズが成立するためには予定されている 4 レース中、1 レースを完了しなければならない。但し、クルーザークラスは大阪湾横断レースのみとする。
- (5) クルーザークラスにおいて修正時間(秒単位に四捨五入)が同じ場合、TCF の数値の低い艇を上位とする。これは、RRS A7 を変更している。
- (6) IRC クラスにおいて修正時間(秒単位四捨五入)が同じ場合、TCC の数値の低い艇を上位とする。これは、RRS A7 を変更している。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。

20. [DP][NP] 上架の制限と泊地

すべての艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は須磨ヨットハーバーの定められた場所に係留すること。

- (1) レースコミッティーの事前の許可書があり、その条件による場合。
- (2) 緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これに違反した場合ペナルティーが課せられることがある。

21. [DP][NP] 安全規定

(1) 出艇申告してもスタートしない艇、及びレースからリタイアした艇は直ちにレース本部に連絡しなければならない。

電話又は無線による時は必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。

(2) 個人用浮揚用具

- ・艇には[OSR 付則 B インショアレース用特別規定]5.01.1 及び OSR 国内規定に規定された個人用浮揚用具を装備すること。
- ・JSAF 非登録艇の場合は、「小型船舶安全規則に規定する小型船舶用救命胴衣（認証・桜マーク付き）」でなければならない。
- ・個人用浮揚用具はレースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、着用しなければならない。またすべての着衣の上に装着しなければならない。これらに違反している艇を目撃した場合、レース委員会またはプロテスト委員会は警告を発する可能性がある。

(3) 携帯電話

艇は、レース海域で使用できる 2 台以上の携帯電話を携帯しなければならない。

22. [DP][NP] 無線の使用

艇は、レース中 VHF72ch での無線「送信」をしてはならない。それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。この項は RRS41「外部の援助」に該当しないこととする。

23. 運営艇

運営艇は須磨ヨットクラブ旗、OFFICIAL 旗、JURY 旗のいずれかを掲揚する。

24. [DP][NP] 支援艇

チーム・リーダー、コーチ及びその他の支援者は、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレースコミッティーが延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

25. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。RRS 4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後に関連して受けた物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対する責任を否認する。

26. 緊急連絡先

須磨ヨットハーバー	TEL. 078-735-7968
神戸海上保安部	TEL. 078-331-4999 118